

「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する  
意見募集（パブリックコメント）結果

令和5年12月18日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

環境省環境再生・資源循環局

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会では、合同会合におけるこれまでの検討結果を踏まえて整理された「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和5年11月2日（木）から同年12月1日（金）まで、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて、御意見を募集（パブリックコメント）しました。

募集期間にお寄せいただいた14件（8名）の御意見の概要とそれに対する合同会合の考え方に つきまして、別紙のとおり整理されました。皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産・環境行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室  
 担当：食品リサイクル班  
 代表：03-3502-8111（内線 4319）  
 直通：03-6744-2066
- 環境省環境再生・資源循環局  
 総務課 リサイクル推進室  
 代表：03-3581-3351  
 直通：03-6205-4946

## 「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

### （１）基本方針におけるエネルギー利用の推進等の位置付け

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>報告書案 p.3 において「基本方針では、食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位を定めており、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、第一に発生抑制、第二に再生利用、第三に熱回収、第四に減量とされている。」と記載されている。しかし、循環型社会形成推進基本法第 7 条（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）において、1. 再使用、2. 再生利用、3. 熱回収、4. 処分となっている。法の主旨にのっとり、0 番目として発生抑制を示しても違和感がない。処分と減量等は対応しているともとれる。不足しているのは再使用かと思われる。</p> <p>つまり、第一に発生抑制、第二に再利用、第三に再生利用、第四に熱回収、第五に減量と示すのがより適切ではないか。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）及び「食品循環資源の再生利用等の基本方針」（以下「基本方針」という。）では、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める循環型社会の形成についての基本原則を踏まえつつ、食品廃棄物等の特性に即した定義や優先順位を定めており、再使用の趣旨についても包含されていることから、「今後の食品リサイクル制度のあり方（案）」（以下「報告書案」という。）に記載のとおりとしております。</p>
2	<p>p.3 において「（メタン化等）（炭化、油脂化及び油脂製品化、エタノール化並びにメタン化）の順に優先的に選択することとされ、熱回収については、これらの再生利用を実施することが困難な場合に選択することとされている。」と記載されている。炭化ではまる括弧内に「及び」、「並びに」が使われているが、ここでは「メタン化等」を説明しているので、「並びに」で接続しないでリストとして示した方が良い。また、括弧の位置をより適切に修正した方が良い。</p> <p>（修正案）再生利用（メタン化等（炭化、油脂化及び油脂製品化、エタノール化、メタン化の順に））を優先的に選択することとされ、熱回収については、これらの再生利用を実施することが困難な場合に選択することとされている。</p>	<p>現行の基本方針では、飼料化、肥料化及び菌床への活用以外の再生利用を「メタン化等」とし、炭化、油脂化及び油脂製品化、エタノール化、メタン化を掲げていますが、炭化、油脂化及び油脂製品化、エタノール化、メタン化の間の優先順位については定められておりません。</p> <p>このことを踏まえ、御指摘の箇所については、括弧の位置を適切に修正し、「④飼料化、肥料化及び菌床への活用以外の再生利用（メタン化等（炭化、油脂化及び油脂製品化、エタノール化並びにメタン化））」に修正しました。</p>

3	<p>社食の委託者と受託者間でリサイクルの意思・責任が不明確な事象がある。食品関連事業者が委託を受けた社員食堂等の運営でリサイクルしやすいよう、委託者も食品廃棄物のリサイクルに努めなければならない等の記載が好ましい。</p>	<p>御指摘の「社食の委託者」を含めた食品関連事業者以外の者については、報告書案において、「食品関連事業者以外の者についても、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等に努める必要がある」旨を盛り込んでおります。</p>
---	--	---

## (2) 食品関連事業者以外の者への収集運搬の特例制度の適用

	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>当該箇所に「市町村立の公立学校が収集運搬業者に運搬を委託する場合、食品リサイクル法に基づく収集運搬の特例は利用できないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく基準を満たした上で、市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は、荷積み地、荷卸し地、双方の許可が例外限定的に不要となる」との記載がある。</p> <p>この「市町村が一般廃棄物の収集運搬の委託を行う場合は（中略）許可が例外限定的に不要となる」理由は、廃棄物処理法施行規則第 2 条第 1 号に掲げる「市町村の委託」に該当するためと思われる。</p> <p>ここにいう「市町村の委託」は、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項の基準により市町村以外の者に委託する場合、すなわち、同条第 1 項にいう「一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分」する場合を指すものと考えられる。</p> <p>したがって、「市町村の委託」とは、一般廃棄物処理計画に従って市町村が行うべき収集運搬を委託する場合（出されたごみを処理する立場＝清掃部局）においてのみ適用になり、学校のように、一般の事業者と同様に、事務事業の一環として廃棄物の収集運搬を委託する場合（単にごみを出す立場）は対象外であると考えている。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条第 1 号の主体は「市町村」と規定されており、市町村が同号に基づき市町村以外の者に委託をする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条に定める委託基準（受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること等）に適合していることを確認する必要があります。また、市町村立の学校において同号の委託をする場合、市町村立の学校等を所管する部局と市町村の一般廃棄物担当部局が連携した上で委託することが重要となります。なお、一般廃棄物の処理は、市町村がその統括的責任を有しており、市町村が市町村以外の者に委託を行うかどうかは、各市町村において個別に判断いただくこととなります。</p>

	<p>ところが、今回の案では「市町村立の公立学校が収集運搬業者に運搬を委託する場合（中略）許可が例外限定的に不要となる」と記載されているため、市町村立学校であれば、「単にごみを出す立場」であっても、基準さえ満たせば、廃棄物処理法に基づく「市町村の委託」を行えるように読める。</p> <p>ついては、どのような解釈により、市町村立学校は廃棄物処理法に掲げる「市町村の委託」を行えるのか、また、行える場合には何か条件があるのか、明らかにしていただきたい。</p>	
5	<p>報告書案では、「食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例」のみが触れられている。しかし、現在の食品リサイクル法では、「食品関連事業者が登録再生利用事業者へ処理委託する場合に限り、一廃処理手数料の上限が外れる特例」（第 21 条第 4 項）も規定されている。</p> <p>この処理手数料の特例について、登録再生利用事業者の事業安定性を担保するため、食品関連事業者以外からの処理委託であったとしても上限が外れるように検討していただきたい。</p>	<p>報告書案では、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等に定められた食品リサイクル法関連の項目を検討対象としており、同法第 21 条第 4 項に基づく廃棄物処理法の特例の適用に関しては、今般の検討の対象外としております。</p> <p>なお、報告書案では、学校給食や社員食堂等から委託を受けて飲食店業その他食事の提供を行う事業を営む食品関連事業者が収集運搬の特例の利用が可能であり、また、これらについて食品関連事業者に委託して事業を実施する場合等が大半であったことから、これらの者を食品リサイクル法上の食品関連事業者として取り組むべき措置等の履行を求めてまで特例制度の対象とはしないことが適当であるとしています。同法第 21 条第 4 項に基づく廃棄物処理法の特例の利用についても、学校給食や社員食堂等から委託を受けて飲食店業その他食事の提供を行う事業を営む食品関連事業者に関しては、同様の考え方が可能です。</p>
6	<p>「運搬を委託」は「収集運搬を委託」とした方が良い。</p>	<p>御意見を踏まえ、報告書案にある「運搬を委託」を「収集運搬を委託」に修正しました。</p>

7	「食品衛生法」の法律番号を記載した方が良い。	御意見を踏まえ、食品衛生法の法律番号（昭和 22 年法律第 233 号）を記載しました。
---	------------------------	--

### （3）登録再生利用事業者制度における実績要件

	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	「1 年間の実績」は「過去 1 年間の実績」とした方が良い。	御意見を踏まえ、報告書案にある「1 年間の実績」を「過去 1 年間の実績」に修正しました。

### その他

	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	現在の再生利用事業計画認定制度（リサイクル・ループ）の申請手続きは煩雑であり、リサイクル・ループを検討、実施する事業者の妨げの一因となっている。日本の食品循環資源の再生利用を更に促進させるために、リサイクル・ループの申請・認定手順の簡素化、迅速化が必要不可欠と考える。	御意見として承ります。
10	現在の再生利用事業計画認定制度（リサイクル・ループ）では、農畜水産物及びその加工品の生産に直接利用することが求められているが、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）や近年の市民農園や家庭菜園の広がりを受け、リサイクル・ループで生産された堆肥の個人での利用を可能にすべき。	御意見として承ります。
11	「2. 現状と課題」、「3. 具体的対応」には、具体的な数値等がまったく記載されておらず、本書だけでその妥当性や、記載されていることの説得性が高くなってしまっているように思える。きっと専門家、有識者の方々によるタスクフォース等では議論されているのかと思うが、報告書案においても、細かい数値ではなく大きな概要の数値を記載して説明した方が分かりやすくなるのではないか。	この報告書案は、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合における審議を経て取りまとめたものです。これまでの合同会合の配布資料において、審議・議論に必要な各種データ・情報等を掲載しており、当該資料や合同会合での

	例えば、2（1）「基本方針におけるエネルギー利用の推進等の位置付け」においてどのようなエネルギー利用がどの程度あって、それをどのようにしたいからどうするのか、それによりどの程度の効果が得られるかをどのように評価するかなど。	議事内容は、農林水産省及び環境省のウェブサイトにて全て掲載しており、広く御覧いただけるようにしております。
12	提供する文書は、PDF ではなくしおり付き PDF にすると、電子的な可読性が高められ、これを読む方にとってメリットになる。	頂いた御意見は、今後パブリックコメント資料等を作成する際の参考にさせていただきます。
13	p.12 の 10 行目「この取りまとめ」は「本取りまとめ」とした方が良い。	御意見を踏まえ、p.12 の 10 行目「この取りまとめ」を「本取りまとめ」に修正しました。
14	「更には」と「さらには」をどちらかに統一した方が良い。	御意見を踏まえ、「更には」に統一しました。

（備考）御意見の概要欄は、頂いた御意見を一部要約等したものです。明らかな誤字・脱字、特定の個人・法人等が識別され得る情報を修正するなど、体裁を整えております。